

### 3. 2. 非営利型株式会社 (Non-Profit Company: NPC) の可能性 (渡辺清委員)

#### (1) NPCと法的課題

筆者が考案し提唱する「非営利型株式会社 (Non-Profit Company : NPCと略す)」を巡る法的課題を指摘したい。

分配をするか否か、株式を出しているか否かで表を作ると次のような形の位置づけになる(参考1)。通常の非営利法人は剰余金と残余財産の非分配が法律上規定されているが、NPCは会社法に基づくものなので、非分配制約というのは定款による自主的なものである。NPCが発行している株式について、類型化してみる(参考2)。普通株式は、株主の権利である分配権(配当権及び残余財産を受け取る権利)と議決権について、両方が保証されている。一般的には優先株式は、議決権がない。NPCの株式は、分配権はないが議決権だけが与えられたものである。

(参考1)

	分配	非分配
株式	株式会社	NPC
非株式	合同会社	社・財団法人・・

(参考2)

	普通株式	優先株式	NPC株式	寄付
分配権	○	○	×	×
議決権	○	×	○	×

次に非分配制約の会計的手法で、再投資して剰余金を全額次期に繰り越す方法と、剰余金全額を第三者に寄付(分配)する方法の2通りあると思われる。後者の例として、たまたま身寄りがなく相続人のいない人がオーナーである企業の場合、遺言状でもし万が一自分が死んだときには財産をどこかの非営利組織に寄付すると書いていた場合には、意図したNPCとなろう。

以上のように、NPCを考えていく際に、会社法、法人制度上の3つの問題点が挙げられる。第1に、会社法105条2項は、完全に議決権のみの株式は認められていない。株主の権利が議決権のみの株式(非営利型株式)を認めるべきであり、そこは自由化する必要がある。第2に、「営利」と「非営利」の共存できる制度設計をということで、会社形態として「第2編株式会社、第3編持分会社・・・」とあるが、「第〇編学校会社、第〇編病院会社」などと、様々な法人形態というものを会社法に統合をしていくべきである。その理由として、学校法人、医療法人、あるいは社会福祉法人等、各省庁に絡んで様々な法人形態が作られ、そこに様々な優遇税制が絡んでいる実態がある。こういった個別法がカルテル業界を作り、既得権益化してきた歴史があるからである。また、法人制度の透明性や簡素化などを確保する観点からも、会社法に組み込むというのが望ましいものと考えている。そして、法人制度の新・増設については、これまでの「個別立法

方式」から「ユニバーサルな会社法」へと転換すべきである。さらに、このコンセプトの延長線上には、一般社団・財団法人は将来的に「ユニバーサルな会社法」へ吸収されるものと思われる。また、ワーカーズ・コレクティブなどに対しても、会社法内で法人化の道を開いていくことも可能であると思われる。

第3に、商業登記法を改正し、「会社（あるいは法人）等登記法」を作るべきであると考えている。商業登記法は、恐らくその名称から推察して、商業法人を登記するということを前提にしてつくられたものであると思われる。その後、様々な法人制度がつけられ、商業法人以外の法人は商業登記法の「準用」ばかりであり、継ぎ接ぎだらけでこれまで抜本的な改正がなされなかったのが不思議な位である。また、登記に関しては、会社の目的、これは定款に書かねばならないものであるが、この「目的」は、基本的には営利を目的としなければならず、非営利の目的例えば「慈善事業」という書き方は認められていないとされる。しかし、この考え方はもう時代に合わない指摘したい。法令違反、例えば社会破壊活動をするといった破防法という法令に違反しない限りにおいて、何を書いても良いという方向へ変えていくべきである。例えば、日本中に何万本も木を植えるといったような企業の場合には、「環境保全のための植林」という目的も登記をする方が、登記のディスクリージャーといった観点からは望ましいと思われる。

以上の点を踏まえて、フランス民法を倣った明治時代の民法34条問題を改正した今、次の課題は、営利と会社を結びつける考えは時代遅れと言えるであろう。明治時代の官僚らがフランスを倣ったからそうならただけなのだろうと個人的には考えている。なぜなら、ドイツの有限会社法やアメリカの会社法（デラウェア州）などは、よりシンプルで自由であると思われる。

## （2）NPCのファイナンス

法制度の次にファイナンスの点について論じる。NPOに資金供給されない構造的要因として、NPO法人等と寄付の問題がある。寄付を一つの消費行為と見なした場合に、貯蓄（投融資）部門にアプローチをしないと、資金循環は十分に起こらないのが単純な経済の仕組みである。これまで貯蓄部門にアプローチをしてこなかったというのは、明らかにおかしかったのだろうと思われる。このため、NPOへ資金供給が不十分だった理由であると考えている。

貯蓄部門へアプローチできなかった理由としては、資本政策において、NPO法人のファイナンスを促進する政策が非常に不十分であったからである。つまりNPO法人等は、借入金はあるが、株式や社債を発行できない。PL (Profit&Loss) ベースで考えたときに、NPOへの寄付は、Profitの一部である。寄付は、法的には贈与と民法で書かれているが、非常に曖昧性がある。たとえば、偉い人の名刺を持ってきた人には寄付を出さなければいけないのではといったような、半強制的なもの、あるいは、自分が満足できればいいという自己満足的なものなど、一般通念からすると非常に幅広く捉えられているといえ

る。つまり、「不完備契約」な状態にある寄付という行為の取引には、当然のことながら限界があると思われる。

次にバランスシートベースで考えてみる。これはNPCであれば、営利型株式会社と同様の資本政策が可能であるため、自由なファイナンスができる。よって家計に対して、貯蓄部門へのアプローチが可能であるために、資金調達が多様化する。資金提供者にとっても、配当がない株式や低い利回りの社債であっても、「モノを言う株主と債権者」としての経営参加が可能となる。ここに、一つのProperty Rightsといったものが発生し、「不完備契約」が改善されるのである。このような状態を作り出すだけでも、NPCへの資金供給が進展する可能性が高いだろう。

NPCとそのファイナンスを考えたときに、こうしたNPC版資本・金融市場をつくれればいいのではないかと思われる。メリットは次のとおりである。事務局から提示された検討項目が、ガバナンス、アカウントビリティ、機関設計、情報開示、あるいは会計基準の問題等にある。仮にNPO法人等がNPCにすべて移行した場合には非常に経営分析が簡単になるのではかと思われる。機関設計なども、強行法規において標準的なものになっているということになると、非常に比べやすい。ディスクロージャー制度も不十分な点があるかもしれないが、先人の努力によって一定程度整っていると思われる。

### (3) NPCケーススタディ（学校、病院及び独立行政法人）

次にNPCのケーススタディとして3つの例を挙げて説明する。国立大学法人の株式を文部科学省が51%、残りはOB会、地域住民、教員持ち株会や民間に開放すれば、政府負担の圧縮に繋がり、かつ、それを売却した資金で財政赤字を縮小できるといったメリットが出てくる。また、病院なども、100万円ぐらい出した投資家には、人間ドッグの無料券、半額券の配布を行うことが考えられる(参考5参照)。独立行政法人についても、おそらく全部、非営利型株式会社で転換できるかと思われる。さらに、自治体も料金が確実に取れる動物園、たとえば、上野動物園については、東京都認可の財団法人で運営する必要はなく、非営利型株式会社に転換すればよい。

### (4) NPCからSIC (Social-Interest Company) へ

NPCからSICへということで、どういうふうに社会性を測るのかという点について明確化されるだろう。一般企業であればROE (Return on Equity ; 株主資本利益率) が高いであるとか、経常利益率が高いという形で様々なインデックスがあるが、NPCの場合にはNon-profit Capital、これはエクイティであってもよいしデットであっても構わないわけだが、その額が一つの指標にすることが可能になるだろう。

次に公益認定について、公益法人認定法が成立したが、そこでの認定の仕組みは、「政府による賢人型」というふうに名づけよう。「政府による賢人型」も当然必要ではある

が、「民間による資本市場型」といったものも必要だろうと思われる。公益法人の認定の基準が「不特定かつ多数の利益の増進」ということで定義をされるのであるならば、「不特定かつ多数の利益の増進」以外に公益はないのかといったことについては、喧々諤々の議論になってしまう問題だと思われるが、その部分というのは、民間による資本市場に任せればいいだけのことである。

(参考3)

		営利	非営利
公益	政府賢人型		公益社団・財団法人
	民間市場型	公益株式会社	公益NPC(SIC)
非公益		一般株式会社	一般社団・財団法人
			一般NPC

上記提案の論拠については、公益概念というのは静態的ではなく動態的に把握する必要があるとの認識が極めて重要だ。「プロダクト「公益概念」のライフサイクル」(参考4)を作成したのでそれを参照されたい。最後のラインの法的定義について若干説明を加えると、「不特定かつ多数の利益の増進」というのが公益であるとするならば、何か社会問題が起きたときに、この問題への対処に係る活動が公益に当たるという認定を受けるのは、既に問題が社会から十分に認識された後の段階であることが、公益の定義を不特定多数とするときの問題と思われる。一つ具体例を挙げると、HIV(エイズ)の感染の問題というのは、20年以上前、アフリカで発見され、日本でも報道されたが、その時には特別な人になる病気だろうということで、導入前期にあたる。そのときにHIVの対策を一生懸命しないといけないと声を挙げても、被害者は特定少数であり、社会一般からの共感は低かった。しかし、成長期前期ぐらいの、実は薬害で感染をするといった段階になると、NPOも当然立ち上がってくる。成長期後期になると、営利型ベンチャー企業などで、IPOで儲けようといった人々も参入をしてくるし、現在ではエイズの予算について、国も相当な額をつぎ込んでいる。一般営利企業もNPOもHIVへの対策を何らかの形で行っているという状況に対して、おそらく公益法人認定法に基づく公益の認定というのは、成熟期の段階、あるいは成長期後期の段階でしか認定をしないだろうと推察している。よってそれより以前の問題の時期で、いかに資金を導入するのかといったことが問題となる。そういった社会的にまだ認知が十分なされていないような活動へ資金を回すといったときには、将来的に賢人といわれるような人たちの目利きが必要だと思われる。

(参考4) プロダクト「公益概念」のライフサイクル

	導入期		成長期		成熟期		衰退期	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
市場規模	極小 → 小		中		大		中 → 小	
プレイヤー	NPO		NPO		NPO		NPO	
			FPO		FPO			
					GOV		GOV	
社会的評価	今は変人？ 将来は賢人？		成長性？！ 賛否両論！		参入当然！ 総動員体制！		一抜けた！ 民業圧迫・税金無駄？	
法的定義	特定少数		特定・不特定中数		不特定多数		多数→少数	

### (5) 醸成すべきは、alternativeなNPCへの投資文化！

日本では寄付文化が育っていないと言われる。筆者の歴史分析では、寄付文化を政策的に政府が抑制してきたというのが実態である。ここは一つ発想を大きく転換し、英米流の「NPOへの寄付文化」ではなく、日本流の創造的な議論が必要であろう。つまり、「NPCへの投資文化」を考えるのが重要ではないだろうか。資金の出し手と受け手の契約関係において、寄付よりも投資の方が不完備契約の度合いが低いことがその理由である。

### (6) 非営利法人と税制

現在、公益法人の関係で優遇税制について論点になっているが、税制ばかりではなく、補助金も、内容によっては考慮されても良いと思われる。優遇税制の場合、いわゆるコーポレート（継続企業）への援助というかたちになるので、コーポレートだけではなく、もう少しプロジェクト（当座企業）に対しての支援、プロジェクトのみの支援といったものを抽出しても良いと思われる。逆にプロジェクトだけを抽出すると、今度は営利企業に対してもそういった社会貢献事業に対しては、補助金を出すことは可能になると思われる。営利企業のほうが、カネ以外にヒト、情報など各種リソースを持ち、かつそれを束ねるマネージャーがいるとしたならば、そちらに任せることも視野に入れるべきと思われる。

また、NPCの株主や寄付者に対して褒章授与などのインセンティブを与える制度なども、政府にとって優遇税制よりもコストパフォーマンスが高い可能性があるだろう。

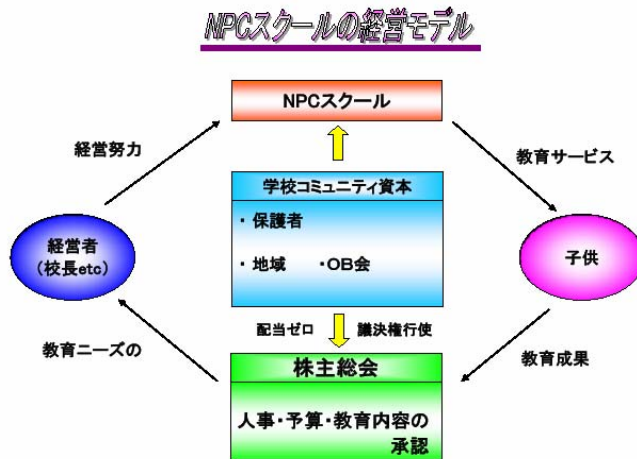
### (7) メンバーなき故の組織・財団の問題点

最後に、財団法人の問題について触れておく。公益法人改革で制度設計がなされたが、それでもなお、財団法人には被害を受けるステークホルダーがいないことが問題と思われる。ビル・ゲイツが創った財団は、報道によると死後50年経って解散をすることが予定されているようである。そうであれば、ビル・ゲイツは財団の内包する問題点につい

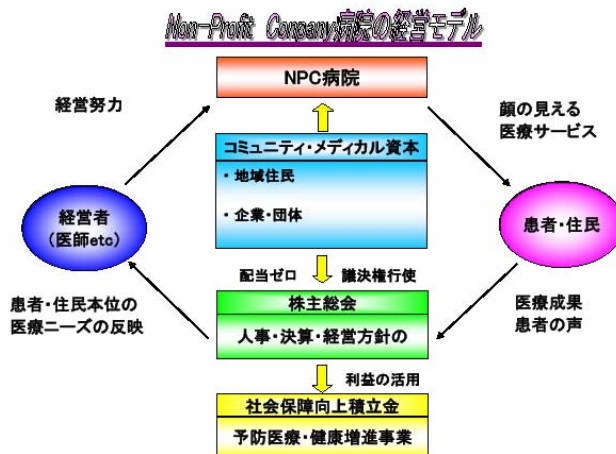
て認識をしているのだろう。非営利セクターの主要な担い手のひとつが財団法人である日本の現状に対して、非常に示唆的であると思われる。

注) 本稿は、当研究会においての報告を基に、加筆修正したものである。

(参考5)



Copyright(C)渡辺清



Copyright(C)Gyoshi Watanabe

(質疑応答)

### ●NPC版資本市場について

○浜田委員

NPC (Non-Profit Company : 非営利型株式会社) 版資本市場のイメージについて、他の資本市場とどこが違うのかなど、もう少しご説明いただきたい。

○渡辺委員

金融庁の金融審議会が構想する総合証券取引所のようなものも将来的にはあり得るかもしれないが、基本的には、とりあえずの流通機能だけを担保しておくことを一つの目的とする。出したお金を、必要になった時に譲渡できるという仕組みである。

また、NPCストックにプレミアムが発生した場合、キャピタルゲインを与えると営利になってしまうため、与えることはしないが、当事者間で株価取引以外の形で還元するというようなマーケットが生まれることはあり得るかもしれない。

○浜田委員

NPC版資本市場という概念の話をしているときはいいが、制度化という話になった場合、その境界線を決めなくてはならないと思うが、その点についてはどう考えるか。

○渡辺委員

それは定款が当然あると思うし、現状でも上場にあたっての審査があるので、そういった対応をしていけばいいかと思っている。大きく流通させるというよりも、最低限の流通市場というものを想定している。

### ●NPC病院について

○山内委員

病院の例が挙げられているが、現在も非営利の病院と営利の病院が存在する。営利の病院を認めることとNPC病院を認めることの違いはどこにあるのか。営利の病院を完全に認めるとインパクトが大きすぎるので、NPC病院までは認めようという折衷的な措置なのか。NPC病院のあり方は、今の医療法人に近いのか、それとも株式会社に近いのか。

○渡辺委員

アメリカでは営利で上場している病院のチェーン会社もあると聞いているし、営利の病院は存在してもいいと私自身は思っている。ただ、今の日本の現状を考えるとハードルが高いと考えており、NPC病院という形態を暫時的な回答として提示させていただいた。そのため、現状の医療法人、NPC病院、上場する病院それぞれが存在して構わないと基本的に思っている。NPC病院のあり方としては、現在の医療法人に近い形か、ROE (Return on Equity : 株主資本利益率) 追求の形かというのは経営者の判断で両方とりうると思う。

○山内委員

米国の営利の病院と非営利の病院とでは税制上の扱いが異なる。非営利の病院については、税制優遇が与えられるかわりに、夜間診療に対応しなくてはならないなど、その優遇に見合うようなあり方をするよう規制がかかる。そういった点を踏まえ、NPC病院についてはどのようなあり方をとることが期待されているのか。

○渡辺委員

税制の話とあり方の話は別だと考えているが、仮にそれらをセットで考える場合は、やはり競争条件をなるべくイコールにした方がいいと思うが、小児医療、産婦人科など、それぞれの部門ごとの事業形態、現状を考慮して優遇措置等については検討すべきと考える。例えば必要だが赤字、といった部門を持っている病院に対しては、優遇税制などの措置があっても構わないだろう。今の日本は補助金だけだが、その病院の近くに住民人などからも資金を集めることのできるような仕組みをとることができればよいと思う。それをかなえとりあえずの形態として、NPC病院を提案させていただいている。

### ●NPCに対する税制措置について

○占部委員

現行の公益法人課税制度はイコールフットィングを背景にして収益事業に課税をしているという考えを持っているが、NPCについて一般会社法に取り込んだ場合、配当も残余財産分配も行わないNPCに対しては、この部分について課税しないという枠を一つ作るのか、それともこの場合もイコールフットィングで対応するのかという点について、どのように考えるか。

○渡辺委員

難しい問題だと思うが、優遇税制を与えてしまうと既得権益化する恐れもある。とりあえずは優遇措置はしない方がいいと考える。

### ●NPCの残余財産について

○山田委員

NPCが解散し清算する場合、債務を支払った後の財産についてはどのように処理をすることを念頭に置いているのか。

○渡辺委員

残余財産については、国庫に納入しても構わないし、同じ理念を持つ団体へ贈与しても構わない。通常非営利法人がするように定款上の取り決めとして書き入れている。

○山田委員

株主には剰余部分だけではなく、一切支払わないという趣旨か。

○渡辺委員

数通りあると思う。例えばある学校株式会社については、親会社が学校法人であるため残余財産については学校法人あるいは自治体に寄付する、と定款に書いている。また、



取引価格を上回る額については類似団体へ寄付をするという形を取っているところもある。時価で見れば明らかに利益はないということが分かるように定款に盛り込んでいる。

### 3. 3. 会社制度から見た民間公益活動の担い手のあり方 - 非営利・営利概念の流動化を中心として - (浜田道代委員)

#### (1) 会社制度と公益性・非営利性

かつて、松下幸之助氏は「会社は社会の公器」と言った。これは名言であり、営利会社の経営者も従業員も公益に資するために仕事をしたいと思っている点に訴えかけて、大きな感銘を与えた。日本では、会社は営利法人であって、営利のための存在であるという意識が強い。しかしたとえば、アダム・スミスは『国富論』で、事業会社には株式会社制度は向かないと見た。彼が株式会社制度に相応しいとして挙げているのは、銀行・保険・運河・水道事業という、どちらかといえば公益事業的なものである。彼はその理由として、個人企業主と比べ、他人の財産の管理者は怠惰であること、権限濫用の恐れがつきまとうことから、市場競争原理の中では、株式会社制度は個人企業主のほうに負けてしまおうとしている。しかし、現状を鑑みれば、実際にはスミスの予想が覆るほどに、株式会社のガバナンスの仕組みはしっかりしてきたといえる。

また、会社は営利を目的とするといっても、現実には、大多数は利益を上げておらず、赤字欠損会社が多い。むしろ公益法人のほうが健全といったデータが出ている(グラフ1)。税制についても、赤字である限り法人税については関係なく、均等割である住民税が関係するだけになる。

#### (参考1)

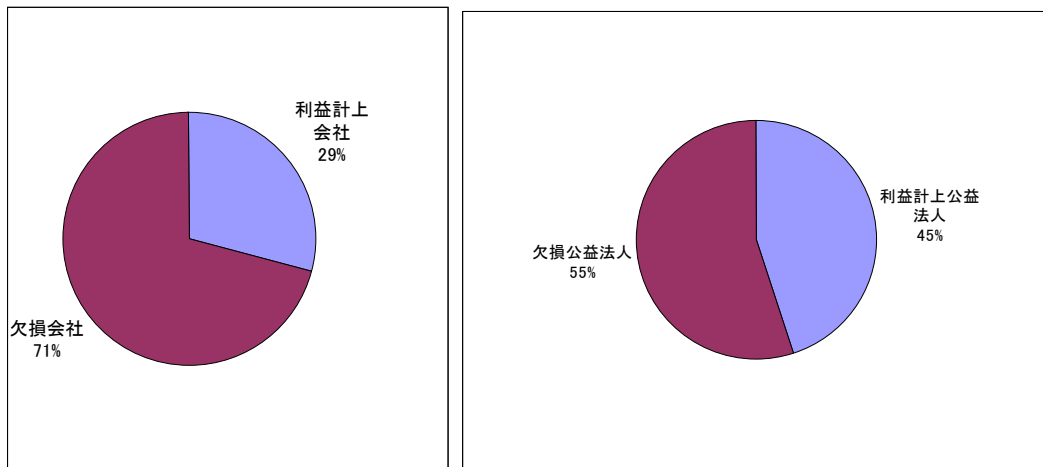
資本等の額が1,000万円以下の法人等の

都道府県住民税の均等割 →年額2万円(地方税法52条)

市町村民税の均等割 →年額7万円(or1.2倍まで)(地方税法312条)

なお、税率については、資本金額1億円以下の会社であれば、収益を上げていても800万円までは公益法人や協同組合(税率22%、法人税法66条)と同じように扱われる。800万円を超えるほどの収益を上げている会社となると、グラフ1における29%よりもさらに大きく下回るであろうことは間違いない。収益を上げていない理由としては、実際に儲かっていないということもあるが、ある程度儲かっても、役員報酬等で取れるだけ取ろうとするからであろうと考えられる。

(グラフ1)



左のグラフは平成18年度版国税庁統計年報書の課税状況における「会社等」のデータ、右は「公益法人等」のデータより作成。

出典：平成18年度版国税庁統計年報書

## (2) 民商法による営利・非営利法人概念の意義の変遷

営利法人・非営利法人概念の区別は、日本が、ナポレオン法典に由来する、民法と商法を分けて法典化する方式を採用した結果、民法と商法の適用範囲をどのように画するかという問題から出てきた。明治23年制定の旧商法・旧民法において初めて、商事会社・民事会社という語が登場した。旧民法は、法典論争の中で未施行に終わったが、旧商法は部分的に施行された。このときに会社の登記制度として商業登記制度がスタートした結果、法人登記一般を商業登記制度で賄う方式が定着することになったものと思われる。

(参考2)

### ○明治23年制定商法

- ・商事会社・・・共同して商業を営むためにのみ設立できる (66条)

### ○明治23年制定民法・財産取得編 (施行されず)

- ・会社・・・数人が各自に配当すべき利益を収むる目的にて  
或る物を共通して利用するため又は或る事業をなし  
若しくは或る職業を営むため各社員が定まりたる出資をなし  
又は之を諾約する契約 (115条)
- ・商事会社に特別な規定は商法で規定 (116条)
- ・民事会社は、当事者の意思によって法人となすことができる (118条1項)
- ・社名を付すか公示すれば、法人となす意思ありと推定 (同条2項)
- ・この場合は、会社に社名を付し、かつその契約は商事会社の公示のため法律に規

定した方式に従って公示することを要す（119条1項）

- ・会社は、目的が商事でなくても、資本を株式に分かつときは、商法の規定に従う（120条）

明治32年制定商法では、会社とは「商行為をなすを業とする目的を以て設立した社団をいう」（42条）と定義され、「商行為」概念が会社概念の基礎におかれた。他方、明治29年制定民法では、「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸その他公益に関する社団又は財団にして営利を目的とせざるものは、主務官庁の許可を得て之を法人となすことを得」（34条）とされた。公益に関するということと、営利を目的としないという要件で画される範囲のものについては、許可主義で法人の設立を認めることとしたのである。民法は他方で、「営利を目的とする社団は、商事会社の設立の条件に従い、之を法人となすことを得」「前項の社団法人には総て商事会社に関する規定を準用す」（35条）と定め、営利を目的とする社団には商事会社に関する規定を準用することとした。この営利を目的とする社団は、明治23年制定民法のなごりで、講学上、民事会社と呼ばれた。

商事会社と民事会社の関係については種々の問題が生じた。当時議論の俎上に載せられた問題点としては、次のようなものがある。

①民事会社の取引上の行為には民法が適用されるのか。そうであれば、一個の会社が商行為と非商行為の双方を目的とする場合に、民商法の適用につき複雑な問題が生じる。

②商事会社が民法上の行為を兼業することは判例が認めたが、民法上の営利法人が商行為を兼業しうるか定かでない。例えば、鉱業会社は商行為をするのではないから商事会社ではないとして、農商務省は商事会社には鉱業権を与えないこととした結果、同一の会社が民事会社と商事会社の二つの看板を掲げる事態となった。

③商事会社と民事会社は、互いに組織変更ができず、合併もできない。

このように問題がいろいろあったため、明治44年商法改正において手直しがなされ、「営利を目的とする社団にして本編の規定により設立したものは、商行為をなすを業とせざるも之を会社とみなす」（42条2項、昭和13年改正後52条2項）との規定が置かれた。これにより、民事会社について民法において準用を決めるのではなく、商法において会社として扱うこととなった。また、たとえ商行為を目的としなくても民事会社の行為には商行為に関する規定を準用するという規定も置かれた（285条ノ2、昭和13年改正後523条）。これ以降、「会社は営利社団法人である」という定義が確立した。

ところが、新しい会社法においては、営利社団法人という表現がなくなっている。会社は「株式会社、合名会社又は合同会社をいう」（2条1号）と定義されているだけである。また、商法との適用関係については、「会社がその事業としてする行為及びその事業のためにする行為は商行為とする」（5条）と規定することで、会社の行為には商法が適用されることを明らかにしている。

### (3) 法人制度の発展の経緯

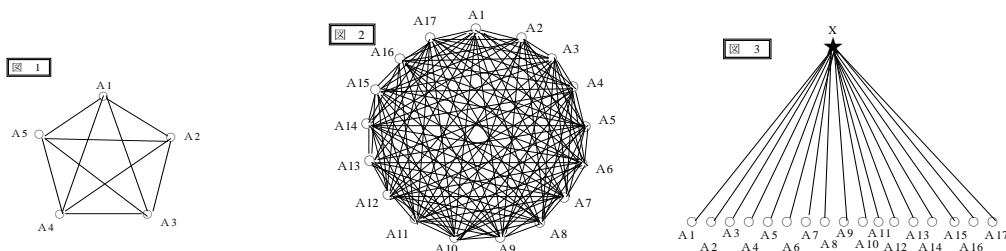
#### ① 法人制度の発祥

法人制度を振り返ると、法人はいわば公益法人から始まっている。そもそもは中世の教会、自治都市、ギルドといった、社団、仲間的共同体としてのUniversitasといわれるものがあり、これが特許を得て法人となった。法人という捉え方については、当時寄付された財産を元に運営される教会などをどのような法的構成にするかという問題に直面していた教会法学者たちが擬制的な人としての法人という概念を打ち出したといわれる。その後、法人制度を発達させたのはイギリスである。イギリスは、紛争は裁判で解決するという司法制度を発達させていたため、集団と個人のあり方について判例も蓄積されていくこととなった。ブラックストーンが18世紀に刊行した『イギリス法積義』においてはすでに、法人の定義を次のように示しているが、これは、法人論について、戦後日本で星野教授や上柳教授たちにより出された結論と良く似ている。

「法人は、不死の、人工的人格である。構成員の名とは異なるそれ自体の名で、財産を有し、かつ、訴え、または訴えられ、その他、自然人のなしうるすべての行為をなすことができる。法人印を有し、内部統治のために、自治規則を設けることができる。」

#### ② 法人の論理構造

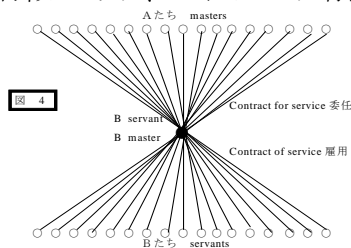
法人という捉え方には、契約の概念だけでは辿り着けない。私的自治の原則によれば、私法上の権利義務関係は、個人の自由な意思によって発生・変更・消滅するものであるから、多数当事者間の権利義務関係を意思表示によって変動させるということになると、当事者全員の合意が必要となってくる（図1及び2）。ところが実際には大勢になると権利関係が張り巡らされた網の目が細くなるため、多数決で基本方針を決定し、多数決で選任された者に、少なくとも常務は委任し、その者にgovernしてもらうことをせざるを得なくなる。そこに一つの権利義務関係の結節点として法人格を認めることで、法律関係が簡明化する（図3）。また、法人自身が財産を持てるということになると、共有などの厄介な法律関係からも脱却することができる。



### ③ regulated companyからjoint stock companyへ

他方、自然人ではない法人が権利義務主体として認められるのかということについては、教会法学者たちが法人概念を打ち出した当初から、権力者が特別に許して法人格を認めるという特許主義と不可分であった。特許を得て確立された法人は、共通利益という目的のために仲間を規制する組織であって、例えば自治都市の経営に役立ち、また外国貿易商人たちのギルドにも使われていくこととなる。とりわけ16世紀のイギリスでは、エリザベス女王が産業の振興を図るために、regulated companyに対して積極的に特許を与えた。ところが、大航海時代に入って、海外の遠方に出て行くことになると、船長以下の人々に全面的な委任を行わざるを得なくなる。そこで、外国貿易商人たちが業界の統制ないし共通利益のために設けた業界団体であるregulated companyから、資本のみを集中させるjoint stock company（図4）への転化が起きる。ここにおいて、出資と経営の分離が明確となり、委任契約を締結することで出資者に対してservantの関係である経営者は、雇用契約を結ぶことで下の方の三角形をgovernすることになり、governorとは実はservantであることがはっきりとしてきた。

このようなjoint stock companyの形態が、実は近代政治組織の発達に却って影響を与え、近代立憲国家体制の確立に繋がった。東インド会社の成功を再現しようとして、アメリカでの植民事業をjoint stock companyの仕組みを使って始めたことが、結局アメリカ的な政治組織の創設に繋がっていく。政治組織と経済組織の違いは、国家などの近代的政治組織では、徴税により必要な費用は随時徴収できるが、会社などの近代的経済組織では、出資により必要な費用は前払いするという点である。つまり、徴収（call）の撤廃により、多数決による追加出資の強制はない点が、政治組織に対する会社制度の大きな特徴であり、これにより有限責任が確立されるに至った。



#### （4）法人設立の準則主義化

法人制度ないし株式会社制度は、中世以来特許主義の下で発達してきた。政治権力の特許を受けて法人格が認められるのではない最初のケースと思われるのは、アメリカの独立である。例えばコネティカットとロードアイランドは、独立直前まで会社組織のままであったが、独立を機に会社設立特許状を憲法に転化させ、政治権力（イギリス国王ないし議会）からの特許なしに、立憲国家体制を確立した。また、独立後のアメリカにおける最初の設立準則主義立法は宗教法人の法である。政治権力と宗教の分離は近代的

な統治体制の主要目的であるため、宗教法人は法の下で一律であるべきとの理由からであった。事業会社法分野では、1811年のニューヨーク製造会社法が嚆矢である。特許主義に伴いがちな腐敗への対策と、自由で平等な機会の重視と、州間競争によって、会社の設立準則主義は1830年代以降、次第に各州に一般化していく。

株式会社の設立準則主義は、19世紀中にアメリカから他の先進諸国へと広がっていった。特に注目されるのはイギリスである。イギリスはアメリカに次いで準則主義化に動いたが、国内での抵抗感が強く、これを乗り越えて準則主義化に踏み切るには大きな決断を要した。ここで指導力を発揮したのがグラッドストーンであり、計算書類の登記所公開と会計監査を行うことで情報公開を徹底させつつ、準則主義により法人格を認めることを骨格とする会社登記法を1844年に成立させた。これに続いて、フランス、ドイツも株式会社の設立を準則主義化していく（フランスは1863年、1867年、ドイツは1870年）。イギリスではその後、情報公開を後退させようとする時期もあったものの、次第に確実に定着していった。

情報公開の精神は、大恐慌後のアメリカにおいても、連邦証券規制の形で生かされるようになっていく。また時代を下った現代では、グラッドストーンの基本方針であった、会社はすべて、計算書類を登記所で公開しなければならないということが、EU全体のルールとして徹底されている。

日本においても、1899年の商法により、株式会社を含め、会社設立の準則主義化を果たした。準則主義化という、19世紀最大の規制緩和の流れに、日本も19世紀末に追いついたのである。ただし、公益法人については、「公益国家独占主義」（星野英一先生の表現）の政策が採用された結果、規制緩和という点では、もう1世紀待たねばならないこととなった。

この公益国家独占主義の下で、各種の法人制度が、官庁縦割り体制の中で増殖した。民法の公益法人の規定は主務官庁の許可を要するとしているが、ある程度のジャンルごとに、許可ではなくて、認可をすとか認証をすとかいった特別法が設けられ、実にいろいろな法人が存在するに至っている。法人税法を手掛かりにしながら、主要な法人を列挙してみた（参考3）。

## （5）一般社団・財団法人法と会社法の関係

公益法人制度改革により、一般社団・財団法人法は設立準則主義を採用し、中間法人法（非営利、非公益法人）をも包摂することで、大きな規制緩和と制度の簡明化を図った。他方では、公益認定法により、一般社団・財団法人が「公益目的事業」を行うか否かの認定を受けることとなった。

営利・非営利の区分は残されている。一般社団・財団法人法にも会社法にも営利・非営利の用語は用いられていないものの、「営利性の有無は、剰余金・残余財産の分配請求権の有無による」という整理（通説）の下に、制度設計がなされている。ただし、境

界はあいまいである。

一般社団・財団法人法の剰余金分配・残余財産分配請求権については、清算時における「残余財産の帰属は定款で定めるところによる。」(239条1項)、「前項の規定により残余財産の帰属が定まらないときは、その帰属は、清算法人の社員総会又は評議員会の決議によって定める。」(同条2項)との規定がある。これは抜け穴になりうる規定といえる。

会社法では、営利社団法人という言葉はなくなったが、この分類を意識した規定が新設された。①株式会社については、株主に、剰余金の配当を受ける権利及び残余財産の分配を受ける権利の全部を与えない旨の定款の定めは無効との規定がある(105条)。②持分会社(合名会社・合資会社・合同会社)については、社員が利益配当を請求することができること及び、利益配当請求の方法その他の利益配当に関する事項を定款で定めることができることを定める規定(621条1、2項)が設けられた。当該新設規定の解釈や運用については、今後検討を要するのではないかと思われる。ちなみに、持分会社の定款自治の範囲はとりわけ広く、定款変更の要件についても定款で定めうるものとされている。

## (6) 豊かな公を支える資金循環システムという観点からの課題

企業とは、継続的・計画的に多くの取引を行うことによって営利の目的を達成しようとする独立の経済単位であり、そのために「人」「物」「金」を集め、金を潤滑油として「適材適所」と「適物適所」を図っていく。営利の目的を達成するとは、「多数の取引相手からの貨幣による投票の結果、当該企業活動は世のため人のためになった、という総合評価を獲得できた」ことを意味している。営利事業は、貨幣を評価のものさしとして用いることができる世界である。また、株式市場は、営利の目的を達成したならば分配を受けるであろう権利を売買する市場である。株式市場を通じて、上場会社は、その企業活動が世のため人のためになったという総合評価を獲得できる可能性の多寡につき、不特定多数の者による評価に晒される。その結果、資金循環システムとして、株式会社制度は大きな機能を発揮している。

他方、非営利事業とは、個々の交換取引における貨幣による投票のみでは計量し得ない事業であって、様々な形の善意あるいは自発性を結集しなければ、必要な経営資源が調達できないという面がある。この点、一般社団・財団法人法が経営資源の調達にどのように影響するかを考えるに、まず、「社員は、定款で定めるところにより、一般社団法人に対し、経費を支払う義務を負う。」(27条)との規定は、会費の徴収に好都合である。このような、多数決で決めた会費を払えということは、昔の徴収(call)の概念を彷彿とさせる点で、会社法とは異なる大きな特徴といえよう。

寄付金やボランティア的な労務の提供など、社会に広く存在している善意を生かす仕組みとしては、2つの問題点が挙げられる。



第1に、剰余金分配・残余財産分配請求権を否定していることは、それに役立つであろうが、十分とはいえない。その理由として、①制度的な不完全さにより、残余財産の帰属を清算法人の社員総会又は評議員会の決議で定めうる、②関係者への高額報酬、利益相反取引等による資産流出への懸念、③不死の権利主体に財産を死蔵させるかも知れないという懸念、④掲げている目的の達成度は、株式会社と同等の決算公告等のみでは良くわからないことなど、情報の非対称性の問題が極めて深刻であること、がある。

第2に、剰余金分配・残余財産分配請求権を否定することは、出資者の善意を生かす道を閉ざすことになる。出資した分を最後に引き出すことは認めてもらえる、あるいは、配当にキャップは設けられているが、事業が順調であれば幾らかの配当は貰えるということであれば、出資するといった者は、存在するのではないか。従来も協同組合等にあつては、利益分配の限度が法令や定款で定められていることでもって非営利法人と扱われてきた。非営利性は、出資をすべて否定することを必ずしも意味していないと思われる。

## (7) 公益認定法と特定非営利活動による認定・認証

上記の第1の、剰余金分配・残余財産分配請求権の否定だけでは不十分であるという問題については、公益認定という形で評価し、監督を強化することにより足りない部分をカバーするという点になっているのが今回の改革の大きな特徴といえ、期待するところが大きい。営利・非営利、公益に資するか否かを法的仕組みのみによって担保することは至難であるため、情報開示、第三者評価機関による評価、監督、その情報開示の制度を、この分野で確立させることへの期待は大きい。社債の格付けのように、情報格差を乗り越えるために専門家を介在させたことによる成功例もある。第三者機関による評価の仕組みと運用を、いかに有意義なものとし、情報開示制度をどのように充実するかについては、上場会社等におけるEDINETやTDnetの果たす役割は大きく、これに匹敵するものが公益法人でも有効なのではないかと思われる。また、法人登記制度は、決算公告を登記へ切り替える形で全体的に見直すのが望ましく、イギリスやEUに倣うべきと思われる。

今回の公益法人制度の改革のうち、公益性の認定と非営利性の認証との関係については、なお、分かりにくい点が残されているように思われる。「公益法人制度改革に関する有識者会議報告書」の中では、「特定非営利活動法人制度は、特定の公益性を有する非営利活動を行う法人を認証という簡易な仕組みで設立させるものであり、今回の一般的な非営利法人制度とその下での公益性を判断する制度からなる新たな仕組みに必ずしも包摂される関係にはない。……公益性を判断する新たな制度は、規律のしっかりした公益性を有する法人による公益的活動の健全な発展を図るものであることから、特定非営利活動法人制度は引き続き存置されるものと考えられる。」とあり、二本立てになっていることが記述されているが、実際の運用においては混乱や困惑が生じ

ることが懸念される。さらに、公益法人については、一般社団・財団法人を前提として公益の認定を行うのに対して、特定非営利活動法人の場合には、法人格の付与が特別法に拠っているということが、法人制度の縦割り体制を残すことになるのではないかとの疑念を生じさせる。

こうした現状への対応として考えられうる一方策として、特定非営利活動促進法においては、非営利の認証の仕組みのみを残すものとしたらどうか。また、特定非営利活動法人は、多くは一般社団法人をベースとするものとするが、それに限らず、会社をベースとすることも許容するものとしたらどうか。会社の場合は、分配の限度を定款で定めていることと等を認証の要件とするなどすればよい。そして、一般社団法人または会社は、非営利の認証を受け続ける限り、NPO法人を名乗り続けるものとするのが考えられる。会社をベースとすることも許容するならば、社会的起業家たちは会社制度を選択することによって、出資者たちの利益のためだけにやっているのではないというお墨付きを出す評価の仕組みを通じて、善意の出資を取り込むことも可能になる。これにより、イギリスにおけるチャリティとコミュニティ・インタレスト・カンパニー制度の二本立てに類似する制度を、日本でも既存の基盤を生かしながら、導入できることになる。

このような制度を導入するならば、営利事業として成功し得ないような社会的事業に携わっている会社も、非営利の認証を受けることにより、会社は社会の公器であることの可視化及び第三者評価経由の自覚化を図ることができる。このことは、社会的起業家たちへの制度面からの支援になるのではないか。ちなみに、その際には、NPO（非営利）というよりは、社会貢献法人など、もっとプラスの形のイメージの名称をつけると良いのではないか。

## （8）法人法と会社法の見直し？

一般社団・財団法人法と会社法の二本立て体制についても、もう少し整理整頓が出来ないものかと思われる。①両者は共通点が多いにも拘わらず、別個に規定していることによる社会的な無駄を考えると、横断的な法人制度を基盤に、違いのみを規定する方法が分かりやすいのではないか。②両類型を跨ぐ組織変更・組織再編を行えないことへの手当てが求められる。関門の設計をきちんとすれば、両類型間での行き来は可能にしても差し支えないのではないか。

日本もようやく、公益国家独占主義を脱して一般的な準則主義化へと大きく踏み切ったのであるから、民法や商法の見直しを契機として、一般社団・財団法人法と会社法の関係についても、見直しをしても良いのではないかと考える。

（参考3）日本における（主要な）法人の種類

○公的法人（法人税法上は公共法人：別表第1）（納税義務なし）

国（憲法）、地方公共団体（地方自治法）

- 特殊法人・認可法人(公社、公団、事業団、公庫、基金、組合・・・・)
- 独立行政法人(独立行政法人通則法 1999年)
- 国立大学法人、大学共同利用機関法人(国立大学法人法 2003年)
- 地方独立行政法人(地方独立行政法人法 2003年)(含：公立大学法人の特例)
- 日本司法支援センター(総合法律支援法 2004年)(独立行政法人に準じる) 等
- 公益(+非営利)法人 (法人税法上は、公益法人等：別表第2)
  - (⇒ 収益事業から生じた所得にのみ課税)
  - ・明治29年制定の民法の下で、長らく公益社団法人・財団法人の制度によってきた。
    - 祭祀、宗教、慈善、学術、技芸その他公益に関する社団又は財団にして
    - 営利を目的とせざるもの ⇒ 主務官庁の許可 (34条)
  - 学校法人(私立学校法)(所轄庁(文部科学大臣・都道府県知事)の認可)
  - 宗教法人(宗教法人法)(所轄庁(都道府県知事・文部科学大臣)の認証)
  - 医療法人(医療法)(都道府県知事の認可)
  - 社会福祉法人(社会福祉法) 等
    - (所轄庁(都道府県知事・指定都市の長・中核市の長・厚生労働大臣)の認可)
- 士業については、各地・全国レベルで設立した会(法人)に強制加入
  - 弁護士会・日本弁護士連合会、
  - 日本公認会計士協会(会則の変更には内閣総理大臣の認可が必要)、
  - 司法書士会・日本司法書士連合会(会則の制定、変更には法務大臣の認可要)、
  - 日本弁理士会(会則の制定、変更には経済産業大臣の認可要)、
  - 税理士会・日本税理士会連合会(会則の制定、変更には財務大臣の認可要)、
  - 社会保険労務士会(会則の制定、変更には厚生労働大臣の認可要)
    - ・全国社会保険労務士連合会(設立にも厚生労働大臣の認可要)、
    - 行政書士会(会則の制定、変更には都道府県知事の認可要)
      - ・日本行政書士会連合会(会則の制定、変更には総務大臣の認可要)
  - 土地家屋調査士会
    - ・日本土地家屋調査士会連合会(会則の制定、変更には法務大臣の認可要) 等
- 社会保障関係
  - 健康保険組合・健康保険組合連合会、
  - 国民健康保険組合・国民健康保険団体連合会、
  - 企業年金基金・企業年金連合会、厚生年金基金、
  - 国民年金基金・国民年金基金連合会、
  - 国家公務員共済組合・国家公務員共済組合連合会、等
- 商工会・商工会連合会(経済産業大臣の認可：中小企業庁)、
- 商工会議所・日本商工会議所(経済産業大臣の認可：経済産業政策局)、
- 中小企業団体中央会、農業協同組合中央会、

○認可金融商品取引業協会（金融商品取引法）(内閣総理大臣(金融庁長官)の認可)

(注) 現在の「日本証券業協会」は1992年7月から、改正証券取引法の施行に伴い、民法上の社団法人から証券取引法上の認可法人に改組、名称変更。

○投資者保護基金、預金保険機構、

○労働組合(労働組合法)（労働委員会の証明を受けて登記することにより法人化）

○政党法人(政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律 1994年)

税法上の特例 13条 公益法人等の扱い等。

+

★特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法1998年）

法人格取得を容易に ⇒ 所轄庁(都道府県知事・内閣総理大臣)の認証

税法上の特例 46条 公益法人等の扱い等。

○非営利・非公益の中間的法人----各種協同組合等。

相互扶助・共通利益の増進が目的。任意設立・任意加入・任意脱退。

1人1票が原則。利益分配の限度が法令・定款で定められている。

(参考：独占禁止法が定める組合の適用除外要件 ⇒ 独禁法22条)

産業組合法(1900年)が嚆矢？

相互会社も歴史が古い。(1902年創立の第一生命が最初。保険業法の中で規定)

ただし1995年保険業法21条は、現在は商行為総則等、

多くの商法の規定の準用を定めている。税法上も、普通法人扱い。

○各種協同組合

消費生活協同組合・消費生活協同組合連合会（消費生活協同組合法）、

農業協同組合・農業協同組合連合会（農業協同組合法）

・農事組合法人(農業経営事業を行うもので事業に従事する組合員に給与を支給するものを除く)、

漁業協同組合・漁業協同組合連合会・共済水産業協同組合連合会

・漁業生産組合(組合事業に従事する組合員に給与を支給するものを除く)(水産業協同組合法)、

水産加工業協同組合・水産加工業協同組合連合会(水産業協同組合法)、

森林組合・森林組合連合会

・生産森林組合(組合事業に従事する組合員に給与を支給するものを除く)(森林組合法)、

信用金庫・信用金庫連合会(信用金庫法) (一定条件下で員外貸付も可能)、

農林中央金庫(農林中央金庫法)、労働金庫・労働金庫連合会(労働金庫法)、

商工組合中央金庫(商工組合中央金庫法)

中小企業等協同組合(企業組合を除く)(中小企業等協同組合法)

(事業協同組合・事業協同小組合・火災共済協同組合・信用協同組合・協同組合連合会)、等

なお、商工組合・商工組合連合会(中小企業団体の組織に関する法律)および輸出

組合・輸入組合(輸出入取引法)にあつては、組合員・会員に出資をさせるものに限  
つて、協同組合等の扱い。出資をさせないものは、公益法人等と扱う。

○会社およびそれに準じる法人 (法人税法上は、普通法人)

会社：株式会社・合名会社・合資会社・合同会社 (+外国会社)(会社法2条)

特定目的会社(資産の流動化に関する法律 1998年)

特定社員・優先出資社員・社員総会・出資口数・・・

投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律 2000年)(←1998年法：証券投資法人)

投資主・投資主総会・役員会・執行役員・監査役員・・・

(ただし集団投資スキームのためには、各種法人のほか組合や信託を含め、様々な形態が器・導管  
となりうる。)

専門職法人(士業法人) 監査法人以外は世紀の変わり目から。

監査法人 (公認会計士法34の2の2～34の22 1974年改正)

特許業務法人 (弁理士法37～55 2000年改正)

弁護士法人 (弁護士法30の2～30の30 2001年改正)

税理士法人 (税理士法48の2～48の21 2001年改正)

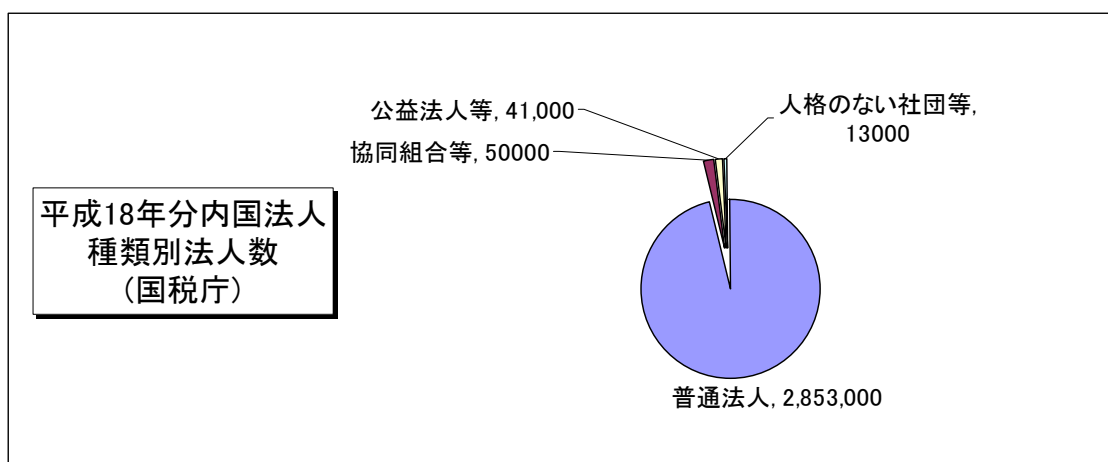
土地家屋調査士法人 (土地家屋調査士法26～41 2002年改正)

司法書士法人 (司法書士法26～46 2002年改正)

社会保険労務士法人 (社会保険労務士法25の6～25の25 2002年改正)

行政書士法人 (行政書士法13の3～13の21 2003年改正)

土地家屋調査士法人 (土地家屋調査士法26～41 2003年改正) 等



(質疑応答)

●非営利法人制度の制度設計について

○田中委員

公益認定法における認定と特定非営利活動促進法における認証の二本立ては、運用において混乱が生じるとの懸念への対応策として、特定非営利活動促進法では、非営利の認証の仕組みのみを残すと言われたが、特定非営利活動促進法における認証とは、市民の社会貢献活動を促進するということであり、単に非営利の活動だけでは認証はされないと理解しているが、ここでは、単に非営利の認証ということか。

○浜田委員

簡単に言ってしまったが、現行の特定非営利活動促進法における枠組みを生かすと言う趣旨である。NPO法人は社会に定着し始めているので、それを生かしていくのが良いのではないかということである。

○田中委員

そうすると、非営利かつ社会貢献活動をしている団体への認証ということで良いか。

○浜田委員

名称は非営利となっているが、営利でないことを名称とするよりは、団体の活動目的そのものを打ち立てたほうが良いのではないか。公益法人よりは少し柔軟な制度で、善意の出資まで含まれるような制度を考えてはどうか。その際、公益法人とNPO法人の二つを共に生かせるような違いがあったほうがよい。例えば、NPO法人制度における認証の枠組みについて、定義はそのまま生かしながらも、認証の主体を民で行い、民民でボトムアップでやっていく制度が考えられる。公益の認定については、行政側で判断するが、非営利というか社会貢献活動法人といった方が良いと思うが、こちらは認証自身も社会貢献活動法人で行い、さらに認証団体自身もまたどこかでお墨付きを与えるといった具合である。大学改革やロースクールの改革はこうした仕組みで行われている。せつかくある二つの仕組みを生かす設計をこの際考えられないかと思っている。

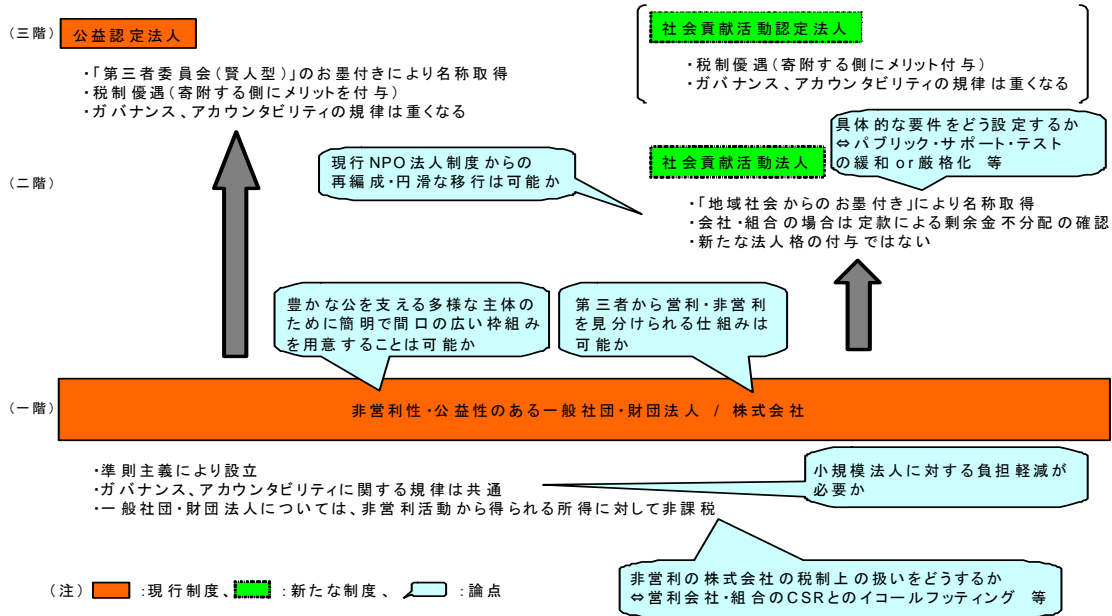
○田中委員

二つあったほうが良いか。

○浜田委員

今回の立法段階では、社会に広まってきているNPO法人に対して、公益認定を受けうる道筋を示したわけであるが、研究会で議論しようとしている「豊かな公を支える資金循環システム」というものについて、新しい工夫を盛り込む余地があるとすれば、この認定と認証の関係が少し曖昧である点について何らかの整理ができないかという感じがしたためである。

「豊かな公」を支える主体に関する制度の将来像・論点の俯瞰図



(浜田委員のプレゼンをもとに事務局にて作成)

●非営利性の確認手法について

○藤井(敦)委員

会社法改正により、例えば、定款に利益の非分配という非営利性を入れた上で、会社組織を立ち上げることが可能となったということか。

○浜田委員

105条の定義はとても緩く、抵触しないようにすることは容易である。また、105条は株式会社だけについてであり、合弁・合同・合資会社については、定款自治の範囲が極めて広い。

○藤井(敦)委員

社会的企業の人々が、実態として非営利の会社を作り出していくことが可能となるということか。

○浜田委員

社会貢献活動法人のようなものを創った場合、将来多くの利益を上げたときに、出資者たちが全部配当とか残余財産の分配で持ってってしまうのではないかと考えると、誰もなかなか寄付をする気になれないし、ボランティアで働いていた人も馬鹿馬鹿しいということになる。したがって、善意の出資を集めるためには、上限設定が必要である。イギリスのCIC制度では、出資者への配当に対してアセットロックという上限設定を設けており、こうした仕組みを導入しなければ、善意の出資は集められない。社会貢献の

認証基準の中に組み込み、確認できる仕組みが求められると思う。

○渡辺委員

非営利的な会社であるということを確認するためには、商業登記法を改正して、情報開示を行っていく必要がある。現在の商業登記法では情報開示制度について問題があり、もう少し情報開示をさせたほうが良いと思う。営利の企業でも社会貢献事業を行っており、そういったことを定款に書けるとなれば、情報開示制度の充実につながってくるのではないかと。

○浜田委員

登記制度を改革し、会社の現状がすぐに分かるような仕組みが必要である。イギリスをはじめヨーロッパでは、計算書類を毎年登記所に登記させており、アメリカでも、連邦証券法により徹底的な情報開示がなされている。日本では、株式会社は決算公告をすることになっているが、これも本来は公告ではなくて、登記をさせる方が良いと思っている。例えば、NPO法人を設立した場合、善意のお金というものを集めるために情報開示を徹底するという趣旨で、法人の資金の流れが分かるような部分のみでも登記に載せるなりして、インターネットで見られるようにすれば、それだけでも資金の循環は良くなると思う。

## ●非営利法人税制について

○占部委員

法人という縦割りになっている枠組みを取り去った場合に税制上はどうかということに興味がある。学校法人、宗教法人、医療法人は、公益の中身はかなり違うが、税法では公益法人等として一括りになっている。浜田委員のお考えでは、特別法で法人格を付与されている法人であっても、一度公益認定法レベルでの公益性を要求するとして、そのようなスクリーニングをするべきであるという理解でよいか。

○浜田委員

一度にそこまでいくのは難しい段階ではないかと思っている。

○占部委員

税法では、公益性あるいは利益分配や残余財産の帰属という3つのファクターで括ったように見えるが、よく見ると法人ごとにバラバラである。公益性という一つの目処があってそれで振り分けていくのが妥当ではないかと思うが。

○浜田委員

一つ一つ詰めていくしかないと思うが、少なくともNPO法人の法人格が特別法に拠っているというところは見直しても良いのではないかと。